



御坊商工会議所ニュース

発行所  
御坊商工会議所  
電話 (0738) 22-1008 (代)  
FAX (0738) 23-1245  
Eメール: info@gobo-cci.or.jp

確定申告は正しくお早め！  
令和4年分の所得税等の確定申告の相談及び  
申告書の受付は、2月16日(木)から  
3月15日(水)までです！

税金には所得税・消費  
税・固定資産税等さ  
まざまな種類がありま  
すが、私たちにはこれ  
らを納付する義務があ  
ります。この中で、所  
得税の確定申告につい  
ては毎年1月1日から  
12月31日までに得たす  
べての所得を計算し、  
申告・納税しなければ  
なりません。この手続  
きを確定申告と言いま  
す。確定申告では1年  
間に得た所得を計算  
し、納税額を確定させ  
ますが、あらかじめ源  
泉徴収という形で税金  
を徴収されている場合  
や、予定納税という形  
で税金を前払いしてい  
る場合もあります。  
従って、確定申告は税  
金を計算し払った税金  
との精算の手続きとい  
う意味合いもありま  
す。

■給与所得の方  
①給与収入が二千万円  
を超える場合。  
②不動産収入や配当収  
入、年金収入などの  
副収入がある場合  
で、その副収入に対  
する所得が二十万円  
を超える場合。  
③二つ以上の会社よ  
り、給与を受けてい  
て、年末調整をされ  
なかった給与の収入  
金額と、各種の所得  
金額(給与所得、退  
職所得を除く)との  
合計額が二十万円を  
超える場合。  
④医療費控除や雑損控  
除、住宅取得等特別  
控除などを受ける場  
合。

| 個人の合計所得金額           | 控除額  |
|---------------------|------|
| 2,400万円以下           | 48万円 |
| 2,400万円超 2,450 万円以下 | 32万円 |
| 2,450万円超 2,500 万円以下 | 16万円 |
| 2,500万円超            | 0円   |

また、この改正に伴  
い、年末調整において  
基礎控除の適用を受け  
る場合に合計所得金額  
の見積額を申告する等  
の所要の措置が講じら  
れました。

①基礎控除  
基礎控除について、  
控除額を一律10万円引  
き上げるとともに、合  
計所得金額が2,40  
0万円を超える個人に  
ついてはその合計所得  
金額に応じて控除額が  
通減し、合計所得金額  
が2,500万円を超  
える個人については基  
礎控除の適用はできな  
いこととされました。  
この結果、基礎控除額  
は、個人の合計所得金  
額に応じてそれぞれ次  
のとおりとなります。

計算機を使用して作  
成する国税関係帳簿  
書類の保存方法等の  
特例に関する法律に  
定めるところにより  
「電磁的記録の備付  
け及び保存」又は  
「電磁的記録の備付  
け及びその電磁的記  
録の電子計算機出力  
マイクロフィルムに  
よる保存」を行って  
いること。  
②その年分の所得税の  
確定申告書、貸借対  
照表及び損益計算書  
等の提出を、その提  
出期限までに電子情  
報処理組織(e-T  
ax)を使用して行  
うこと。  
③医療費控除の適用を  
受ける際の確定申告書  
の添付書類  
次の措置が講じられ  
ました。  
①医療保険者の医療費  
の額等を通知する書  
類の添付に代えて、  
次に掲げる書類の添  
付ができることとす  
る。  
(イ)審査支払機関(社  
会保険診療報酬支払基  
金及び国民健康保険団  
体連合会をいう。以下  
同じ。)の医療費の額  
等を通知する書類(当  
該書類に記載すべき事  
項が記録された電磁的  
記録を一定の方法によ  
り印刷した書面で国税  
庁長官が定める一定の  
ものを含む。)  
(ロ)医療保険者の医療  
費の額等を通知する書  
類に記載すべき事項が  
記録された電磁的記録  
を一定の方法により印

最寄りの税務署への来場を検討されている方へ

【感染リスク軽減のために「ご自宅から e-Tax」をご利用ください】

- ◆確定申告会場ではご自身のスマホを利用した申告の指導を行っています。スマホでの申告はご自宅からでも可能ですので、ご自宅から申告できる e-Tax を是非ご利用下さい。
- ◆申告のご相談は、ご自宅からお電話やチャットボットでも可能です。また、e-Tax の事前準備や申告書の作成手順は、「動画で見る確定申告」でもご案内しています。

【確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です】

- ◆会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間帯が指定された「入場整理券」が必要です。
- ◆入場整理券は各会場で当日配付しますが、LINE を通じたオンライン事前発行も可能です。
- ◆入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます(令和5年2月16日掲載開始予定)。

※税務署へお越しの際は、入場時の検温・マスク着用・手指消毒・少人数での来場などのご協力をお願いします。

④税務関係書類におけ  
る押印義務  
提出者等の押印をし  
なければならぬこと  
とされている税務関係  
書類において、原則と  
して、押印を要しない  
こととするほか、所要  
の措置が講じられまし  
た。

詳細は、国税庁ホー  
ムページをご確認ください。  
<https://www.nta.go.jp/>

税務署

確定申告



鉄鋼・一般金物

株式会社 金谷伊兵衛商店

本店 有田郡湯浅町湯浅 949  
〒643-0004 TEL (0737) 62-3128・3129

御坊営業所 御坊市藤田町藤井 1871  
〒649-1341 TEL (0738) 22-0459

PRIS



◆新車・中古車販売(各種メーカー) ◆保険代理店  
◆フォークリフト年次点検整備

近畿運輸局長指定工場 ★ご希望のお車探します!!

株式会社 御坊自動車

御坊市湯川町丸山 TEL.0738-22-0118

一人、一人の、『いちばん』でありたい。



いちよし証券

www.ichiyoshi.co.jp

御坊支店 Tel.0738-22-2001  
〒644-0011 御坊市湯川町財部 646-15



# 確定申告期に多い お問い合わせ事項Q&A

(一部抜粋)

Q. 電子申告の利用手  
続及び利用方法を教え  
てください。

A. e-Tax (国税  
電子申告・納税システ  
ム)は、インターネット  
で国税に関する申告  
や納税、申請・届出な  
どの手続ができる便利  
なシステムです。

所得税及び復興特別  
所得税、消費税及び地  
方消費税、贈与税の申  
告書や青色申告決算書  
などは、「確定申告書  
等作成コーナー」で作  
成することができま

す。「確定申告書等作成  
コーナー」を利用して、  
画面案内に従って入力  
すれば、税額などが自  
動計算されます。作成  
した申告書等はe-Tax  
により送信するか、  
印刷して郵送などに  
提出できます。また、  
「確定申告書等作成  
コーナー」で申告書

を作成してe-Taxで  
申告書を送信する場  
合、「マイナンバーカ  
ード方式」と「ID・パ  
スワード方式」の選  
択ができるようになります。  
「マイナンバーカ  
ード方式」とは、マ  
イナンバーカードと  
ICカードリーダー  
を利用してe-Tax  
を行う方法です。また、  
ICカードリーダー  
の代わりに、マイナ  
ンバーカード対応の  
スマートフォンも利  
用できます。「ID・  
パスワード方式」と  
は、税務署等で職員  
と対面による本人確  
認を行った後に発行  
された、「ID・パスワ  
ード方式の届出完了  
通知」に記載され  
たe-Tax用のID・  
パスワードを利用  
して、「確定申告書  
等作成コーナー」  
からe-Taxを行う  
方法です。なお、  
マイナンバーカード  
及びICカードリー  
ダーは不要です。ス  
マートフォンやタ  
ブレット端末から  
送信することも可  
能です。



申告書を送信する場合、  
「マイナンバーカード  
方式」と「ID・パス  
ワード方式」の選  
択ができるようになります。  
「マイナンバーカ  
ード方式」とは、マ  
イナンバーカードと  
ICカードリーダー  
を利用してe-Tax  
を行う方法です。また、  
ICカードリーダー  
の代わりに、マイナ  
ンバーカード対応の  
スマートフォンも利  
用できます。「ID・  
パスワード方式」と  
は、税務署等で職員  
と対面による本人確  
認を行った後に発行  
された、「ID・パスワ  
ード方式の届出完了  
通知」に記載され  
たe-Tax用のID・  
パスワードを利用  
して、「確定申告書  
等作成コーナー」  
からe-Taxを行う  
方法です。なお、  
マイナンバーカード  
及びICカードリー  
ダーは不要です。ス  
マートフォンやタ  
ブレット端末から  
送信することも可  
能です。

Q. 確定申告の内容が  
間違っていた場合、ど  
のような手続きをす  
ればよいのでしょうか。  
A. 確定申告期限内に  
誤りに気付いた場合は、

合は、「更正の請求書」  
に、必要事項を記入し  
て所轄の税務署長に提  
出してください。更正  
の請求ができる期間は、  
原則として、法定申告  
期限から5年以内です。  
更正の請求書が提出  
されますと、税務署で  
その内容を調査し、そ  
の請求内容が正当と認  
められたときは、減額  
更正(更正の請求をし  
た方にその内容が通知  
されます。)が行われ、  
納め過ぎの税金が還付  
されます。

修正申告書の用紙  
に、必要事項を記入し  
て所轄税務署長に提出  
してください。修正申  
告は、税務署から更正  
を受けるまではいつで  
もできますが、なるべ  
く早く申告してくださ  
い。

なお、過少申告加算  
税がかかる場合があります。  
修正申告によって新  
たに納付することにな  
った税額は、修正申  
告書を提出する日(納  
期限)までに納めてく  
ださい。この納付する  
税額には、法定納期限  
(令和4年分の所得税  
及び復興特別所得税並  
びに贈与税は令和5年  
3月15日(水)、消費  
税及び地方消費税は令  
和5年3月31日(金))  
の翌日から完納する日

までの期間について延  
滞税がかかりますので、  
併せて納付してくださ  
い。

Q. 消費税及び地方消  
費税の申告をする必要  
がある人は、どのよう  
な人ですか。

A. 令和4年分の消費  
税及び地方消費税の確  
定申告をする必要があ  
る方は、次の方です。  
(1)基準期間(令和2年  
分の課税売上高が1,  
000万円を超える方  
(2)基準期間(令和2年  
分の課税売上高が1,  
000万円以下で令和  
3年12月末までに  
「消費税課税事業者選  
択届出書」を提出して  
いる方

(3) (1)、(2)に該当し  
ない場合で、特定期間  
(令和3年1月1日か  
ら令和3年6月30日ま  
での期間)の課税売上  
高が1,000万円を  
超える方



※上記に該当する方は、  
令和4年分の課税売上  
高が1,000万円以下  
であっても申告する  
必要がありますので、  
ご注意ください。  
詳細は、国税庁ホーム  
ページをご確認ください。  
<http://www.nta.go.jp/>

## 個別労務相談会

社会保険労務士に無料で相談できます

御坊商工会議所では、専門指導員(社会保険労務士)を配置した出張相談室を設置し、就業規則作成変更、賃金・助成金等労務管理全般など、中小企業の労働面の相談等にワン・ストップで対応しています。お気軽にお申込み下さい。

日時 令和5年2月17日(金)  
午後1時～午後5時 (1時間単位での予約)

場所 御坊商会館 3階会議室

※都合により、ご相談日時の変更等のお願いをすることがございます。  
※また、個別訪問も行っておりますので、お気軽にお問合せ下さい。  
※ご相談については、完全予約制となっております。

ご予約・お問合せ先 御坊商工会議所 TEL22-1008まで

### 2023年10月にインボイス制度導入予定

## 適格請求書(インボイス)発行事業者の 登録申請が始まっています

#### 1. 適格請求書(以下、インボイス)とは

- 売手が買手に対して、適用税率や消費税額等を伝えるもので、**現行の請求書に「登録番号」「適用税率」「税率ごとに区分した消費税額等」を追記したもの。**
- 制度導入が予定される2023年10月1日からインボイスを発行する場合、**原則として2023年3月31日までに税務署長に登録申請書を提出し、インボイス発行事業者としての登録と、登録番号の通知を受ける必要があります。**

インボイスのイメージ

|       |          |             |
|-------|----------|-------------|
| ⑥     | 請求書      | ①           |
| 11月分  | 131,200円 | △△商事(株)     |
| ②     | ③        | ④           |
| 11/1  | 魚 *      | 5,000円      |
| 11/1  | 豚肉 *     | 10,000円     |
| 11/2  | タオルセット   | 2,000円      |
| ⑤     | ③        | ⑤           |
| 合 計   | 120,000円 | 消費税 11,200円 |
| 8%対象  | 40,000円  | 消費税 3,200円  |
| 10%対象 | 80,000円  | 消費税 8,000円  |
|       |          | * 軽減税率対象    |

- (記載事項)
- ① 発行事業者の氏名・登録番号
  - ② 取引年月日
  - ③ 取引内容(軽減税率対象品目はその旨)
  - ④ 税率ごとの合計の対価の額と適用税率
  - ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
  - ⑥ 交付を受ける事業者名

#### 2. インボイス制度が始まるとどうなるのか

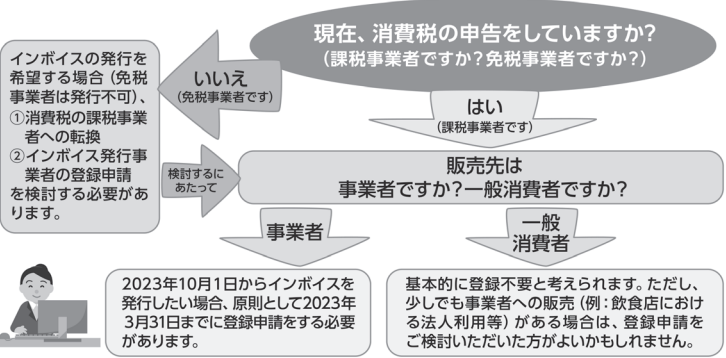
- 1 自社がインボイスを発行しないと、**販売先が取引を見直す!?**  
自社がインボイスを発行しないと、販売先は仕入税額控除ができないので、販売先が取引を見直す可能性があります
- 2 仕入先がインボイスを発行しないと、**自社の税負担が増加!?**  
仕入先からインボイスを入手できないと、自社は仕入税額控除ができないので、自社の税負担の増加につながる可能性があります

- ①のような状況にならないよう、インボイスの発行を希望する場合は、インボイス発行事業者の登録申請をご検討ください。
- 申請方法等インボイス制度の概要は国税庁の特設サイトをご確認ください。



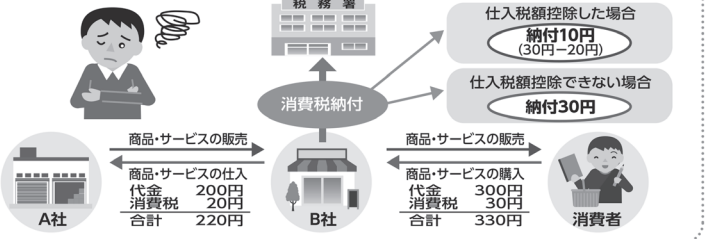
国税庁ホームページ  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

#### 3. インボイス発行事業者の登録申請を検討するためのフローチャート



#### (参考) 消費税の仕入税額控除とは

仕入税額控除とは、売上に係る消費税から仕入に係る消費税を引いた金額を納税する仕組みのことです。予定どおり2023年10月からインボイス制度が始まった場合で、仕入先(下図のA社)がインボイスを発行しない場合、販売先(下図のB社)の消費税の納付額が増加します(※B社が簡易課税事業者でない場合)



インボイス制度に適切に対応するためには、消費税の仕組み(簡易課税制度や仕入税額控除に関する経過措置等)について正しく理解する必要があります。詳しくはお近くの税務署・顧問税理士等にお問い合わせください。  
商工会議所では、インボイス制度に関する情報提供や講習会の開催等を今後検討していきます。(2022年1月時点)



# 津波防災に関する講演会のご案内

津波防災研究会では、地震・津波に関する防災減災対策の促進に役立つ情報提供を目的として、講演会を下記のとおり開催します。  
お誘い合わせの上で参加ください。

- 講 師 福和 伸夫 氏（名古屋大学名誉教授）
- 日 時 令和5年3月6日（月）18：00～
- 場 所 御坊商工会館 4階 大会議室
- 参加費 無料
- 定 員 100名

●お申込み・お問い合わせ先  
御坊商工会議所 TEL 22-1008 FAX 23-1245

※今後の新型コロナウイルス感染状況によっては、中止とさせていただきます。  
※当日は感染リスクの防止のためマスクの着用、手指の消毒をお願いすると共に、発熱・体調不良の方のご参加はご遠慮下さい。





知っておきたい会社の労務管理

●入社時のチェックポイント

1 労働契約は書面で取り交わしましょう。

労働契約を締結または更新をするときは、賃金や勤務時間などの労働条件を書面の交付により明示しなければなりません。契約後のトラブルを防ぐためにも、書面で明示しましょう。

労働契約の基本ルール

労働契約を締結または変更する場合には、会社と従業員の合意によることが原則となります。労働契約の内容について、きちんと説明をして、従業員の理解を深め、あとでトラブルにならないように書面で確認するなど、契約内容をはっきりさせておくことが大切です。

2 試用期間を設ける場合

(1) 試用期間  
試用期間とは、採用後に実際に一定期間、業務についてもらい、勤務成績、勤務態度、能力、健康状態などが会社の求める水準に達しているかを確認して、本採用するかどうかを判断する期間をいいます。

ります。  
試用期間を設ける場合には、あらかじめ従業員にその意味と、解雇事由（就業規則や労働契約書へ明示）に該当した場合には、試用期間満了時またはそれ以前においても解雇することがある旨を入社時に十分説明しておきましょう。  
試用期間中の解雇については、通常の場合より広い範囲で解雇の自由が認められていますが、採用時に確認できなかったことや、客観的に合理的な不適合性が認められることが必要となります。  
試用期間中の従業員の適性に大きな問題があると認識した場合に、本人と面談し、改善を促しましょう。面談実施後も、改善が見られず、本採用が難しいと判断される場合には、早めに本採用できない旨の十分な説明をし、法令の手順によって、解雇の手続を行います。  
解雇予告について  
試用期間中の解雇については、採用から14日以内であれば解雇予告は必要ありません。

3 有給休暇

有給休暇は、正社員やパート・アルバイトなど雇用形態にかかわらず、要件を満たせば、誰にでも発生します。(1) 有給休暇の発生要件

有給休暇は次の①、②の要件を満たせば、会社の承認がなくても、当然に権利が発生します。

- ① 6ヶ月間以上継続勤務していること
- ② その間の全勤務日の8割以上出勤していること

(2) 取得日数

有給休暇は次の表を参考にしてください。

| 勤続年数   | 付与日数 |
|--------|------|
| 0.5年   | 10日  |
| 1.5年   | 11日  |
| 2.5年   | 12日  |
| 3.5年   | 14日  |
| 4.5年   | 16日  |
| 5.5年   | 18日  |
| 6.5年以上 | 20日  |

1 週間の所定労働時間が30時間未満の人が

| 所定労働日数 |           | 勤続年数 |      |      |      |      |      |        |  |  |  |
|--------|-----------|------|------|------|------|------|------|--------|--|--|--|
|        |           | 0.5年 | 1.5年 | 2.5年 | 3.5年 | 4.5年 | 5.5年 | 6.5年以上 |  |  |  |
| 週      | 1年間       |      |      |      |      |      |      |        |  |  |  |
| 5日以上   | 217日以上    | 10日  | 11日  | 12日  | 14日  | 16日  | 18日  | 20日    |  |  |  |
| 4日     | 169日～216日 | 7日   | 8日   | 9日   | 10日  | 12日  | 13日  | 15日    |  |  |  |
| 3日     | 121日～168日 | 5日   | 6日   | 6日   | 8日   | 9日   | 10日  | 11日    |  |  |  |
| 2日     | 73日～120日  | 3日   | 4日   | 4日   | 5日   | 6日   | 6日   | 7日     |  |  |  |
| 1日     | 48日～72日   | 1日   | 2日   | 2日   | 2日   | 3日   | 3日   | 3日     |  |  |  |

(3) 年5日の取得

有給休暇が10日以上付与される従業員には、年5日の有給休暇を取得させることが会社側の義務となります。また、会社は、従業員ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

4 休憩時間を与えましょう

勤務時間の長さによって、与える必要のある休憩時間が異なります。

ます。

勤務時間が次の①または②に該当する場合は、休憩時間が必要になります。

- ① 6時間を超え8時間以内の場合
- ↓ 少なくとも45分
- ② 8時間を超える場合
- ↓ 少なくとも1時間

●退職に関するチェックポイント

1 退職届を書面でもらいましょ

退職時にはトラブルが発生しやすいので、退職届を本人から書面でもらうようにしましょう。

2 解雇の手続

解雇をする場合には、少なくとも30日以上前に予告するか、30日分以上の平均賃金の支払が必要となります。

3 解雇できない期間

解雇することのでき

ない期間（解雇制限期間）があります。天変

事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合は除きます。

- ① 業務上の負傷、疾病による療養のために休業する期間およびその後30日間
- ② 産前産後休業期間およびその後30日間

4 有期労働契約の場合

期間を定めて締結された労働契約は、その期間、従業員が「働くこと」、会社が「賃金を支払うこと」を双方で約束しているもので、やむをえない相当の事由がある場合でなければ、契約期間が満了するまでの間において、その従業員を解雇することができません。

(1) 雇止めの予告

会社は期間の定め

ある労働契約（あらかじめその契約を更新しないことが明示されているものを除きます。）を更新しない場合には、少なくとも契約の期間が満了する30日前までに、その予告をしなければなりません。

雇止め予告が必要となる期間の定めのある労働契約とは、①期間の定めのある労働契約が3回以上更新されている場合②1年以下の契約期間の労働契約が更新または反復更新され、最初に労働契約を締結してから継続して通算1年を超える場合③1年を超える契約期間の労働契約を結んでいる場合が対象となります。

(2) 雇止めの理由の明示

会社は、雇止めの予

告後にその社員が雇止めの理由について証明書を請求した場合に、遅滞なく証明書を交付しなければなりません。

また、雇止め後に社員から請求された場合も同様です。明示すべき「雇止めの理由」は、単に「契約期間の満了」とするのではなく、具体的な理由が必要となります。

●その他

この他にも従業員を雇われる場合は労働保険（労災保険・雇用保険）や社会保険（健康保険・厚生年金）の加入が必要な場合もあります。お問い合わせは御坊労働基準監督署もしくは御坊商工会議所まで。

協会けんぽ加入の事業主・加入者の皆様へお知らせ

◆健康保険証の早期回収・返却をお願いします◆

健康保険証が使用できるのは、退職日までです

(例) 3月15日に退職の場合

在職時の健康保険証は使用できません

| 在職期間 | 退職日(3月15日) | 退職日の翌日以降(3月16日～) |
|------|------------|------------------|
|------|------------|------------------|

退職日の翌日以降に、それまで使用していた健康保険証を使用して医療機関を受診すると、後から医療費（協会けんぽ負担分）を返還していただくことになります。

そのため、従業員が退職した際は、速やかに健康保険証の回収をしてください。ご家族（被扶養者）がいる場合は、必ずご家族の健康保険証も一緒に回収し、「資格喪失届」に添付して大阪広域事務センターまたは管轄の年金事務所に返却するようお願いします。

Q 健康保険証を回収できなかった場合はどうすればいいですか？

A 「健康保険被保険者証回収不能届」の提出が必要になります。「資格喪失届」等に添付して、大阪広域事務センターまたは管轄の年金事務所に提出ください。

電子申請で資格喪失等の申請をされたときは

電子申請の到達番号がわかる画面を印刷したうえで、健康保険証とともに速やかに大阪広域事務センターまたは管轄の年金事務所に提出ください。

◆令和5年1月より申請書等の様式を変更しました◆

新様式の申請書は、協会けんぽのホームページからダウンロードできます。



ダウンロードはこちらから



全国健康保険協会 和歌山支部  
協会けんぽ

〒640-8516 和歌山市六番丁5 日進和歌山ビル3階  
TEL 073-435-0222 (レセプトグループ)

リカー&ギフトショップ

総合ギフト  
和洋商調  
調味料  
清涼飲料水

原米商店

〒644-0001  
和歌山県御坊市御坊215  
TEL 0738-22-2597  
FAX 0738-22-2598

ギフト用品・日用品・卸小売

西田貞蔵商店

許認可申請・契約書類作成

西田行政書士事務所

西田光作

〒644-0011 御坊市湯川町財部654-4  
TEL : (0738) 24-0380  
FAX : (0738) 24-0381

メガネ、補聴器、宝石

橋本時計店

御坊市御坊3 TEL 22-0828  
FAX 22-1831